

第七十条第二項中「第六十五條第二項の規定による処分（第五十条の二第一項の認可に係る処分に限る。）を」を「第六十五條第一項若しくは第二項」に、であつて、当該認可宅地建物取引業者を「には、遅滞なく、当該処分の年月日及び内容（同条第一項又は第二項の規定による処分をした場合にあつては、その旨）を、当該宅地建物取引業者が国土交通大臣の免許を受けたものであるときはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、当該宅地建物取引業者を、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に」を「当該都道府県知事に、それぞれ」に改め、同条第三項中「その旨」を「当該処分の年月日及び内容」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該処分の年月日及び内容を当該宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当該報告をした都道府県知事を除く。）に通知しなければならない。

第七十八條の三の見出しを「都道府県知事への免許等に関する情報の提供」に改め、同条第一項中「書類の写し」を「事項及び当該各号に掲げる場合において第四條第一項の免許申請書又は第九條第一項の届出書に添付された特定書類の写し」に、送付しなければ「提供しなければ」に改め、同項第一号中「第四條第一項の免許申請書及び同条第二項各号に掲げる書類」を「その免許を受けた宅地建物取引業者に関する第八條第二項各号に掲げる事項」に改め、同項第二号中「第九條の規定による届出」を「第九條第一項の届出書」に、当該届出に係る書類を「当該届出書に記載された事項（第四條第一項第五号に掲げる事項を除く。）」に改める。

第九條 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第五号中「第五十七條の四」を「同法第五十七條の四」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第二十七條の四第一項」を「同法第二十七條の四第一項（同法）に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「有償で」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十條（同法第十條の五の規定により読み替へて適用される場合を含む。）の規定による届出に係るものであつて、同法第十二條第一項の規定による買取り取らない旨の通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該届出をした者により譲り渡されるものであるとき。

附則

施行期日

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五條の改正規定（同条第一項中、「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。）及び第三条（教育職員免許法附則第十八項の改正規定に限る。）の規定並びに次条及び附則第八條の規定 公布の日

二 第一条（母子保健法第十七條の二第一項及び第十九條の二の改正規定に限る。）、第六條及び第九條の規定並びに附則第六條、第七條、第十條（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十二の項の改正規定（交付）の下に、「同法第十七條の二第一項の産後ケア事業の実施」を加える部分に限る。）及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限る。）及び第十四條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第七條の規定並びに附則第四條、第十一條から第十三條まで、第十五條及び第十六條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条（第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第十條（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和九年四月一日

（母子保健法の一部改正に伴う準備行為）
第二条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の母子保健法（以下この条において「新母子保健法」という。）第八條の三第一項に規定する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、前条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、新母子保健法第二十二條の二及び第二十二條の十四に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができ、（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第五條の二及び第五條の三の規定は、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前の年度における事務又は事業の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担及び令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）について適用し、令和六年度以前の年度における事務又は事業の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担、令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で令和七年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第七條の規定による改正前の建築基準法（以下この条において「旧建築基準法」という。）第六條の二第一項（旧建築基準法第八十七條第一項、第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七條の二第一項（旧建築基準法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている者は、第七條の規定による改正後の建築基準法（以下この条において「新建築基準法」という。）第六條の二第一項（新建築基準法第八十七條第一項、第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七條の二第一項（新建築基準法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けた者とみなす。

第五条 第八條の規定による改正後の宅地建物取引業法（以下この条において「新宅地建物取引業法」という。）第十條の規定は、この法律の施行の日以後にされる宅地建物取引業法第三條第一項の免許（同条第三項の免許の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請又は新宅地建物取引業法第九條の規定による届出に係る宅地建物取引業者名簿等の閲覧については、なお従前の例による。

第六条 第九條の規定による改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第四條第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条に掲げる規定の施行の日以後にされる生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十條（同法第十條の五の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る土地について適用し、同日前にされた同法第十條の規定による届出に係る土地を譲渡しようとする場合の公有地の拡大の推進に関する法律第四條第一項の規定による届出義務については、なお従前の例による。

第七条 第九條の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第九條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第九条 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第七條中「規定による栄養士」を「栄養士若しくは同条第三項の管理栄養士」に改める。